

都留市では、**リフォーム後の空家等及びその敷地又は空き家除却後の跡地を地域の活動の場として10年以上貸与**する場合に、補助金を支給しています。

補助率

空き家のリフォームにかかる費用の

2/3 (1,000円未満切り捨て)

上限150万円 (市内施工業者に依頼の場合)

上限120万円 (市外施工業者に依頼の場合)

空き家の解体、撤去・処分にかかる費用の

4/5 (1,000円未満切り捨て)

上限200万円 (市内施工業者に依頼の場合)

上限150万円 (市内施工業者に依頼の場合)

対象者

- ・ **自治会等** (自治会、自治会内組織、地域協働のまちづくり推進会等)
- ・ **NPO法人等** (地域活性化を図る一般社団法人、特定非営利活動法人等)

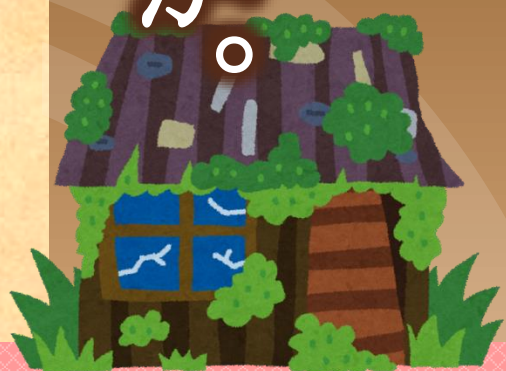
条件

- ・ リフォーム後の空家等及びその敷地、又は除却工事後の跡地を、地域活性化のために **自治会等に10年以上貸与し、自治会等がその土地を管理、活用**すること。他 (詳細は、お問合せください。)
- * 無償貸与の場合は免税の対象となる場合があります。

注意事項

- ・ **交付決定前に工事を行った場合は補助金の対象となりません!**
- ・ 工事をお考えの方は、必ず工事前に下記問合先までご相談ください。

空き家や空き家跡地を
地域で活用しませんか。



都留市空家等地域活性化拠点整備事業補助金

都留市役所 地域環境課

環境政策室

問合先：0554-43-1111(内171.172)

担当より

リフォーム後の空き家や解体後の跡地を地域の人たちが集まる場所に！
お気軽にご相談ください。





* 空家等地域活性化拠点整備事業補助金について *

補助金申請の流れ

申請時に必要な様式は市ホームページから印刷、又は地域環境課窓口で受け取りができます！

事前相談(申請者→市)

申請前に来庁または電話にてご相談ください！

補助金申請提出(申請者→市)

申請書と添付書類をご用意いただき、補助金申請を行ってください。

交付決定(市→申請者)

申請から交付決定まで時間を要するため早めの申請をお願いします。

工事実施(申請者)

交付決定後の工事実施となります。

実績報告提出(申請者)

工事完了日から30日以内に実績報告を提出してください。

交付額決定(市→申請者)

請求書提出(申請者→市)

支払(市→申請者)

交付額決定後支払までに1ヶ月程かかります。

※申請や実績報告に必要な書類詳細はホームページをご覧ください。お問い合わせください。

地域活性化の為なら用途は自由！



こどもの広場に活用



防災の拠点に活用



集会の場所に活用



地域交流の拠点に活用

ぜひご活用ください！！

